

# 新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合について

## 《障害者支援施設・グループホーム チェックリスト》

「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」  
令和2年4月7日付け厚生労働省事務連絡に基づき作成

### 情報共有・報告等の実施

- 主治医、協力医療機関等に電話連絡し、指示を受けたか。
- 「新型コロナ受診相談センター」に電話を連絡し、指示を受けたか。
- 協力医療機関等へ発生状況を説明し、「新型コロナ受診相談センター」の指示に従っている旨の説明と今後の「二次感染予防」についての協力を依頼しているか。
- 速やかに施設長等への報告を行い、施設内での情報共有を行っているか。
- 指定権者に連絡し、発生状況を説明し、今後の指示を受けたか。
- 当該利用者の家族等へ連絡をとったか。
- 感染が疑われる者が発生した時点から下記内容の記録をとっているか。
  - 発生日時
  - 受診医療機関名
  - 医療機関への移手段、移動開始時間
  - 感染が疑われる者の症状と経過
  - 感染が疑われる者の同居者の有無
  - 接触した職員・利用者等の氏名
  - 訪問者の有無
  - 感染が疑われる者及び同室者等のマスク使用状況

### 消毒・清掃等の実施

- 感染が疑われる者の居室及びその者が利用した共有スペースの消毒・清掃を実施したか。
- 感染が疑われる者が触れた可能性がある場所全てを「消毒用エタノール」で清拭したか。または、「次亜塩素酸ナトリウム液」で清拭後は、水拭きし、乾燥させたか。

### 濃厚接触が疑われる利用者等の特定

- 感染が疑われる者と同室又は長時間の接触があった者を確認しているか。
- 適切な感染の防護無しに新型コロナウイルス感染が疑われる者を診察、看護又は介護した者を確認しているか。
- 新型コロナウイルス感染が疑われる者の気道分泌液又は体液、排泄物等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者を確認しているか。
- 手で触れることのできる距離（目安1メートル）で、必要な感染予防策なしで、感染者（感染疑い者）と15分以上の接触があった者を確認しているか。

### 感染者または濃厚接触が疑われる利用者に係る適切な対応の実施

- 原則として個室に移動しているか。
- 当該利用者が部屋を出る場合はマスクの着用、手洗い、アルコール消毒による手指衛生を徹底し、他の利用者と接しない仕組みを考えているか。
- 当該利用者とその他の利用者の介護等に当たっては、可能な限り担当職員を分けているか。
- 当該利用者へのケアに当たっては、部屋の換気を1, 2時間ごとに5～10分間行っているか。  
また、共有スペースや他の部屋についても窓を開け、換気を実施しているか。
- 職員はケア前後の手洗い・手指消毒を徹底しているか。（手洗い手指消毒前に自身の目・鼻・口を触らない）
- 職員は使い捨て手袋とマスクを着用しているか。咳き込みなどがあり、飛沫感染のリスクが高い状況では、必要に応じてゴーグル、使い捨てエプロン、ガウン等を着用しているか。
- 体温計等の器具は、可能な限り専用になっているか。